

全ト協発第529号(企)
令和2年1月8日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



厚生労働省「業務改善助成金」による
最低賃金の引上げに関する支援について（周知依頼）

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり、令和元年12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において措置されることとなった、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の拡充について、周知協力の依頼の文書が発出されました。

本助成金の申請期限については、令和2年1月31日までを予定されていることから、期限の短い中で恐縮ではございますが、添付のリーフレット等を活用し、傘下の会員事業者に対する周知徹底方にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について（協力依頼）
- ・業務改善助成金に係るリーフレット

【参考】

- ・「業務改善助成金」ページ（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

- ・「業務改善助成金」を拡充します！～幅広い引上げニーズに対応した新コースの設立～（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000579504.pdf>



基発 1226 第 13 号
令和元年 12 月 26 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
(協力依頼)

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金引上げに向けた環境整備については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、「経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずる。」とされ、また、令和元年 11 月 8 日の内閣総理大臣の指示においては、令和元年補正予算編成指示があり、中小企業・小規模事業者に対して支援を行う旨、示されたところです。

これらを踏まえ、令和元年 12 月 13 日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、最低賃金が低い一部の地域において、本助成金をより一層活用いただけるよう、25 円コース、60 円コース、90 円コースを新設し、また、助成率を引き上げるなどとしています(令和元年度補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となります。)

業務改善助成金の申請期限が令和 2 年 1 月 31 日までを予定していることから、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

御多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省HP内の業務改善助成金ページについて

【業務改善助成金ページのアドレス】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

上記ページ内の、「新：令和元年度補正予算業務改善助成金のご案内 [PDF形式：1,274KB]」をクリックいただくと業務改善助成金拡充についての周知用リーフレット（PDF）が開きます。

【厚生労働省HPトップから業務改善助成金ページへアクセスする場合】

画面上部の「政策について」 → 「分野別の政策一覧」 → 「雇用労働（労働基準）」
→ 「施策情報（賃金）」 → 「2. 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の支援（業務改善助成金）」からでも上記のページにアクセスできます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局賃金課 賃金・退職金制度係 03-5253-1111（内線 5533）